

まちづくりと一体となった河川整備について

River development integrated with town planning

研究第一部 主任研究員 中 山 拓 也

研究第一部 次 長 石 川 浩

近年、都市内の河川は防災機能を確保する空間、身近な自然環境空間、都市活動を支える空間としての役割が期待されている。

本報告は、まちづくりの中に河川が活かされた事例等を紹介しながら、まちづくりと一体となった河川の整備のあり方、河川のまちづくりへの位置づけ方法等についてとりまとめたものである。

キーワード：都市内河川、まちづくり、河川空間の整備、都市計画

Expectations of urban rivers have been increasing in terms of the riverfront's role as space for disaster-prevention functions, as part of natural environment, and as space that supports urban activities. The report, which introduces various examples of town-planning projects that make use of rivers, covers such topics as river development that is integrated with town planning and ways in which rivers can be positioned within such planning.

Key words : urban rivers, town planning, riverfront development, urban planning.

1. はじめに

都市内の河川、特に中小河川は、従前まちづくりの中で排水機能のみが重視され整備が進められてきた。その結果、洪水被害が軽減され、地域住民が安心して暮らせるようになり、宅地の供給等市街地の整備に大きく寄与してきた。

しかし、まちづくりの面からは河川が身近な自然環境空間やオープンスペースであるにもかかわらず、その整備がまちづくりに活かされることは少なかった。

一方、川沿いの土地利用や河川の利用等に関わらず、まちづくりと独立して河川整備が行われた結果、都市内の中小河川と沿川地域の間に様々な不整合が生じて現在に至っている。

このような都市内河川とまちづくりとの関係については、国においても河川審議会都市内河川小委員会を設け、平成9年8月から審議が進められている。また、都市計画中央審議会においても基本政策部会に水・緑・環境小委員会を設け都市内河川小委員会との密接な連携のもとに議論がなされている。

当センターはこれら委員会における資料作成や同委員会の中間報告である「河川を活かした都市の再構築の基本的な方向」（平成10年9月）のとりまとめの作業を行ってきた。

本稿では、これらの内容にも触れながら、今後のまちづくりと一体となった河川の整備についてとりまとめた概要を報告する。

2. まちづくりにおける河川の機能

河川空間は、従来からの治水機能・利水機能・環境機能に加え、道路や公園と同様に、多様な機能があると考えられる。例えば

- ・生産、産業機能

- 漁業、水生生物の採取・利用、洗浄、排水、観光

- ・親水、レクリエーション機能

- 水泳、水遊び、つり、ボート、散歩、スポーツ、レクリエーション

- ・交通機能

- 水上交通、物資輸送、堤防上の道路

- ・生活環境機能

- 景観、アメニティ、情操涵養

- ・都市の骨格形成機能

- 物理的境界、ランドマーク、景観軸形成、シンボル形成

- ・防災機能

- 延焼遮断、公害緩衝、避難地、緊急路、消防用水、災害時緊急用水、流雪

- ・自然環境機能

- 生物の生息・生育空間、水質浄化機能、気候調節機能（ヒートアイランド現象緩和）

- ・収容機能

- 船舶の係留、駐車場、光ファイバーなどのライフライン

- ・風土、文化的機能

- 生活風俗（ながしひな、精霊流し、まつりなど）

- ・エネルギー供給機能

- 水力発電、河川水熱利用（ヒートポンプ）

などである。

これらの機能の中で、近年都市内における河川については、治水機能を確保することはもちろん、特に都市の防災機能を確保する空間、身近な環境空間、都市活動を支える空間としての役割が期待されている。

3. 都市内河川の果たすべき役割

3-1 防災機能の確保

阪神・淡路大震災での経験を活かし、河川がもつ延焼遮断帯としての機能を確保すべく管理用通路を含めた河川区域を確保する。また、河川を緊急時の消火用水・生活用水の水源として活用できるように取水ピットの設置など施設の整備に努める。

阪神・淡路大震災からの復興を目指した「神戸市復興計画プロジェクト」では、災害に強い都市づくりを進めるため、市内を縦断する。

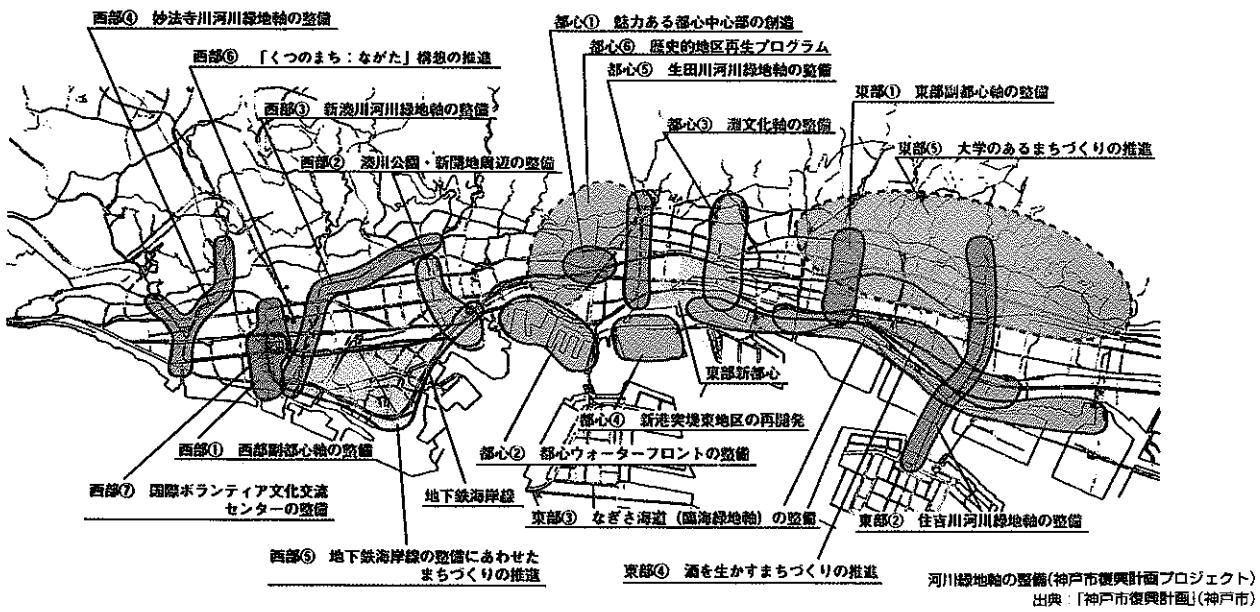


図-1 神戸市における河川緑地軸の整備（神戸市復興計画プロジェクト）

Fig.1 Development of Greenery Belts Along Rivers in Kobe
(Kobe City Restoration Plan Project)

住吉川などを河川緑地軸と位置づけ、防災機能を活かした河川の整備を行っている。

3-2 身近な環境空間の保全と創出

都市内の河川は条件さえ整えば動植物の生息・生育が可能な都市における貴重な自然環境をくり広げる可能性のある空間である。河川は、道路・公園などの人工公物ではなく、基本的には自然公物であることを再認識し、住民にとって身近な自然とふれあうことができる、うるおいとやすらぎの空間として整備する。また、その整備にあたっては、「美しさ」、「歴史性」、「文化性」などが求められている。

岡山県倉敷市では、倉敷川沿いの伝統的建造物群保存地域の景観保全のため、背後地の建築物の高さをコントロールするなど、対岸からの眺めに配慮した規制を行っている。

3-3 都市活動を支える空間

環境問題に対応するため、現在あまり利用されていない河川水熱を有効利用し、二酸化炭素などの環境負荷を低減させる。また、舟運の効果的な利用を進めるとともに、鉄道などの陸上交通との結節点として、船着き場を整備することを河川管理者としても検討する。



写真-1 倉敷川（岡山県倉敷市）

Photo 1 Kurashikigawa River (Kurashiki, Okayama Prefecture)

また、連続した空間という河川堤防の特性を活かし、上下水道、電気、光ファイバー等の都市のライフラインの収容空間として、まちづくりに有効に活用していく。

東京都中央区箱崎では、背後地の再開発事

業と連携して補助スーパー堤防を整備し、うるおいのある河川空間を創出するとともに、河川水を利用したヒートポンプを稼働させ地域冷暖房を行っている。

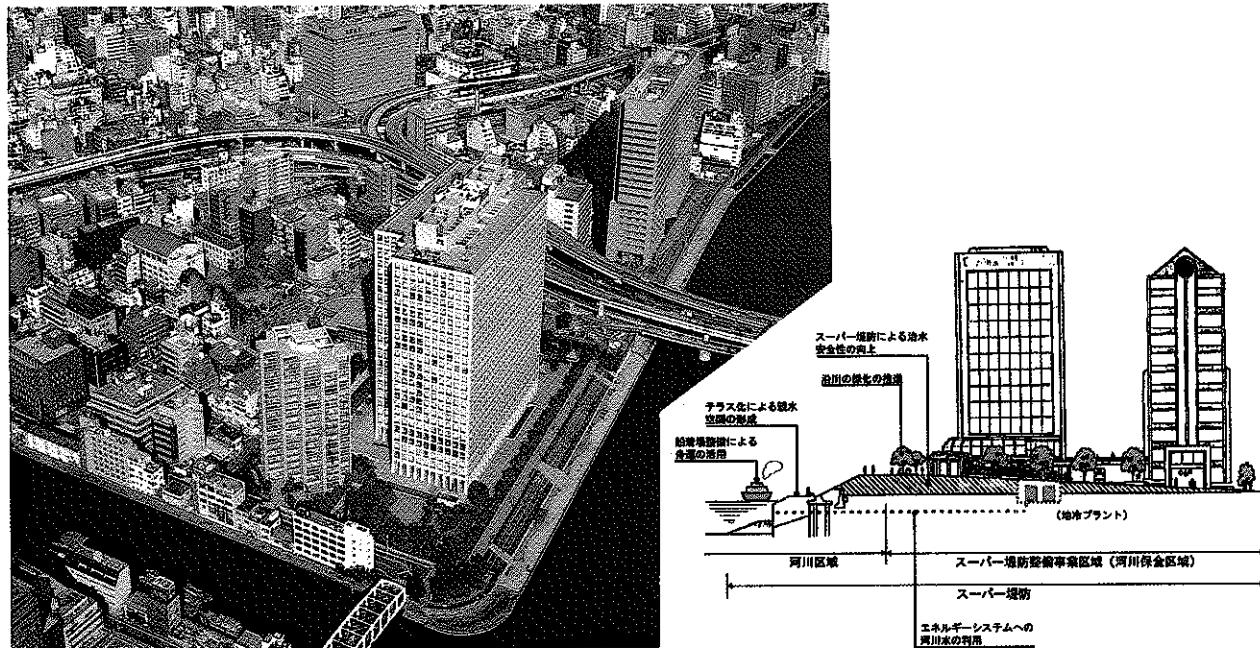


写真-2、図-2 箱崎スーパー堤防（東京都中央区、隅田川）

Photo 2、Fig.2 Hakozaki Super Levee (Sumida River in Chuo Ward, Tokyo)

4. 河川とまちづくりの一体的な整備事例

前述した河川が持つ様々な機能及び都市内において河川に期待されている役割等を念頭に置きながら、全国でまちづくりの中に河川が活かされた、あるいはまちづくりと河川とが一体的に整備された主な事例について紹介する。

4-1 広島市「水の都整備構想」

(1) 概 要

- ・河川を意識した美しい市街地景観形成を図るため、平成2年3月に広島市は国、県と協力し、河川の整備をまちづくりの中心にとりいれた「水の都整備構想」を策定した。(図-3)
- ・まちづくり構想（「水の都整備構想」）の中で河川（水辺空間）が重要な構成要素、空間として認識され、位置づけられている。

- ・構想に基づきゾーン別の水辺づくりのテーマを策定している。
- ・「水の都モデル整備事業計画」のモデル地区を定め、河岸緑地の整備、親水テラスの設置、川沿いの建築物のデザイン誘導などを実施している。

(2) 広島市における関連する取り組み

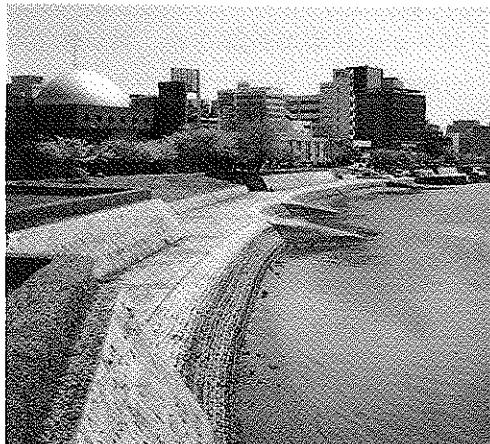
- 1) 基町環境護岸、元安川親水護岸の整備
 - ・旧太田川の左岸地区において、昭和58年に平和記念公園への来訪者・観光客・市民の交流の場、周辺公共施設との一体化、水辺の催しの場として周辺の環境に配慮した画期的な環境護岸が整備された。
(基町環境護岸)
 - ・被爆50年にあたる平成7年3月、地元



都市計画総括図凡例 KEY		
計画の種類 CATEGORY	計画の名称 DESCRIPTION	表示 SYMBOL
土地利用計画 LAND USE	都市計画区域 TOWN PLANNING JURISDICTION	TTTTT
	市街化区域 OUTER LIMIT OF URBANIZATION PROMOTION AREA	—
	市街化調整区域 URBAN PLANNING JURISDICTION	—
	用地区域 ZONE FOR CERTAIN USES	—
	第一種低層住居専用地域 Exclusively Residential Zone for Low-rise Buildings (Class 1)	■■■■■
	第二種低層住居専用地域 Exclusively Residential Zone for Low-rise Buildings (Class 2)	■■■■
	第一種中高層住居専用地域 Exclusively Residential Zone for Medium-and High-rise Buildings (Class 1)	■■■■■
	第二種中高層住居専用地域 Exclusively Residential Zone for Medium-and High-rise Buildings (Class 2)	■■■■
	第一種住居地帯 Residential Zone (Class 1)	■■■■■
	第二種住居地帯 Residential Zone (Class 2)	■■■■
準住居地帯 Semi-residential Zone	■■■■	
近隣商店地帯 Neighbourhood Commercial Zone	■■■■	
商業地帯 Commercial Zone	■■■■	
準工業地帯 Semi-industrial Zone	■■■■	
工業地帯 Industrial Zone	■■■■	
工業専用地帯 Exclusively Industrial Zone	■■■■	
建ぺい率 UPPER LIMIT OF FLOOR SPACE INDEX (above) (Ratio of total floor space to site[%])	○	
容積率 UPPER LIMIT SITE COVERAGE (Ratio of area occupied by building to total site area[%])	◎	
建ぺい率 UPPER LIMIT SITE COVERAGE (Ratio of area occupied by building to total site area[%])	●	
その他他の地地区域 OTHER ZONE AND DISTRICT	—	
防火地域 FIRE PREVENTION ZONE (PRIMARY)	△△△△	
消防火地域 FIRE PREVENTION ZONE (SECONDARY)	□□□□	
駐車場整備地区 AREA TO BE PROVIDED WITH PARKING FACILITIES	□□□□	
周辺地区 PERIPHERAL AREA TO BE PROVIDED WITH PARKING FACILITIES	□□□□	
高密度利用地区 INTENSIVE LAND UTILIZATION ZONE	■■■■■	
特定街区 DESIGNATED BLOCK OF LAND (FOR COMPREHENSIVE DEVELOPMENT)	■■■■■	
流通産業地区 DISTRIBUTION INDUSTRY ZONE	□□□□	
臨港地区 HARBOR DISTRICT	□□□□	
交通施設 TRAFFIC FACILITY	—	
道路 ROAD DESIGNATED IN CONFORMITY WITH TOWN PLANNING LAW	←→	
都市高速鉄道 URBAN RAPID TRANSIT RAILWAY	—	
自動車ターミナル BUS OR TRUCK TERMINAL	□	
駐車場 PARKING FACILITY	■	
地区計画 AREA OF DISTRICT PLAN	—	
参考 BOUNDARY ETC.	—	
行政区域界 BOUNDARY OF CITY AND TOWN	—	
区界 BOUNDARY OF WARD (KU)	—	
旧町界 FORMER BOUNDARY OF ABSORBED MUNICIPALITY	—	
メッシュ GRID OF 1 TO 2500 SCALE PLANS	—	

図-3 「水の都整備構想」(広島市)

Fig.3 Water Capital Development Concept (Hiroshima City)



写真－3 周辺の景観に合わせた護岸整備（基町環境護岸）

Photo 3 Development of Bank Protection in Harmony with Its Surroundings (Motoimachi Environmental Bank Protection)

商店街から灯籠流しなど水辺を利用する際に、水辺に近づきやすくして欲しいとの要望を受け、平和記念公園と融合した護岸の整備がなされた。（元安川親水護岸）

- 2) リバーフロント建築物等美観形成協議制度
- ・平成元年に施工され、川を意識した良好な住宅（リバーフロント住宅）の建設と、河岸の景観と調和した美しいまち並みの形成を目指した建築物の誘導を行うため、建築物の色やデザイン、河岸へのアクセス等について協議する

3) 古川リバーサイド地区計画

- ・対岸からの良好な視覚を確保し、ゆとりある河川空間を形成するため、住民の合意形成による地区計画を制定し、沿川の建物の高さ制限、セットバック等を誘導している。



(広島市・古川)

対岸から見て、圧迫感がなく、建物全体が見えるように、人の視野におさまる仰角 30 度に高さを規制している。

写真－4 景観に配慮した古川リバー サイド地区計画

Photo 4 The Furukawa River's Scenically Integrated Riverside Zone

4-2 紫川（北九州市）

(1) 河川整備概要

名 称：二級河川紫川水系紫川
所 在：福岡県北九州市小倉北区中島二
丁目～船頭町

事業主体：北九州市

事業手法：マイタウン・マイリバー整備事業（指定区間約 2,000m）
都市小河川改修事業（北九州市）、河川環境整備事業等

(2) 概 要

- ・昭和 63 年「マイタウン・マイリバー構想」の第 1 号として指定を受け、河川改修事業とともに各種の都市計画事業（市街地再開発、道路、公園など）が実施され、治水機能の向上と魅力的な沿川市街地の形成が進められている。

- ・特に河川改修と市街地再開発事業との連携では、河川の拡幅部分の用地費を再開発の公共施設管理者負担金として再開発事業に提供することで河川改修用地を確保するとともに、河川の整備は背後の再開発事業に合わせた親水性の高い都市空間を創りだしている。

- ・紫川の整備にあたっては、計画段階から市民参加が行われ、平成5年には市民による財団も設立され、河川の管理や利用にも積極的な市民参加が行われている。

(3) 河川とまちづくりの一体化の特徴

- 1) 沿川市街地を含む総合的な計画づくり
- 2) 都市整備事業と河川改修事業との協調
- 3) 基本構想への専門家の支援
- 4) 積極的な市民参加と市の支援体制
- 5) 質の高いデザイン、河川整備への斬新な試み

4-3 新町川（徳島県徳島市）

(1) 河川整備概要

名 称：一級河川吉野川水系新町川
所 在：徳島県徳島市出来島本町～中洲町
事業主体：徳島県、徳島市（公園）
事業手法：ふるさとの川整備事業（中洲地区河川環境整備事業、新町川水際公園整備事業、土木施設景観創造事業など）

(2) 概 要

- ・新町川水際公園は昭和48年12月に都市計画決定され、シェイプアップマイタウン計画（地方都市中心市街地活性化計画）に基づき、昭和61年5月に事業認可、平成元年8月に竣工した。
- ・これによって、水を活かした新しい都市づくりが本格的に始まった。
- ・平成2年3月に新町川水際公園の完成を契機として「新町川を守る会」が結成され、河川清掃やイベント開催等のボランティア活動を積極的に行っている。
- ・平成4年3月「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」が徳島市により策定され、地域に広がった河川網ネットワークとして地域構想が計画されている。
- ・また、平成5年3月に東新町商店街の活性化プランが同商店街振興組合によってまとめられた。現在、水際公園の対岸にボード

ウォーク等が整備され、買い物客の動線が両側の公園を結ぶ新町川沿いに向き、「線から面に」変わることにより地域の活性化が図られている。

(3) 河川とまちづくりの一体化の特徴

- 1) 河川、公園事業等の一体的展開
- 2) 「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」による河川を中心としたまちづくり
- 3) 河川を活用した中心市街地の活性化
- 4) 市民参加による水辺空間保全の推進

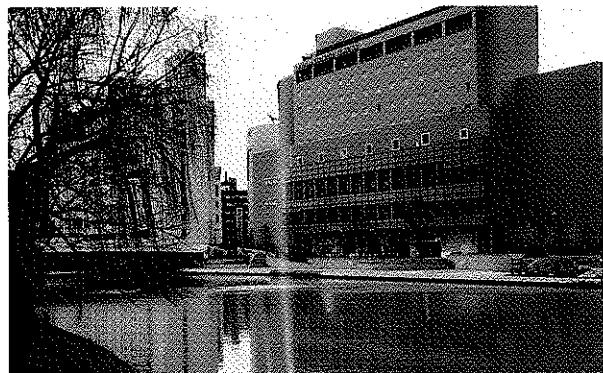


写真-5 紫川

Photo 5 Murasakigawa River



写真-6 新町川ボードウォーク

Photo 6 Shinmachigawa River Boardwalk

4-4 北沢川（北沢川緑道、東京都世田谷区）

(1) 河川整備概要

名 称：二級河川目黒川水系北沢川
所 在：東京都世田谷区代田 2-17～三宿 2-1
事業主体：世田谷区（緑道部分）、暗渠部分は東京都の下水道事業
事業手法：身近な水辺環境再生事業（北沢川緑道部分は環境庁所管）

(2) 概 要

- ・過去に汚濁の進行により蓋かけされた河川について、住民からの水辺復活の要望に応え、緑道内に縦断的にせせらぎを創出している。
- ・せせらぎ水路の水は、下水道水を高度処理したものである。
- ・構造的には上部のせせらぎ水路及び緑道部分と下部の下水道幹線との二層構造となっている。
- ・せせらぎ水路部は野草、湿性植物などが植生されている。
- ・設計案は住民参加による計画づくりによ

り、地域住民の意見が十分反映されたものとなっている。

- ・行政と住民、さらには企業との意見調整にあたっては、「世田谷区まちづくりセンター」が中立公平な立場で話し合える場を提供している。
- ・現在、市民グループと区が管理協定を結んで地元管理を行っている。

(3) 河川とまちづくりの一体化の特徴

- 1) 住民参加による計画づくり
- 2) せせらぎの復活
- 3) 第三者機関である「世田谷区まちづくりセンター」の働き

4-5 大阪アメニティパーク（O A P）（大阪市北区）

(1) 河川整備概要

名 称：一級河川淀川水系大川
所 在：大阪府大阪市北区天満橋 1 丁目
事業主体：大阪府、大阪市（公園）
(市街地整備) 三菱マテリアル
(株)・三菱地所(株)
事業手法：ふれあいの岸辺整備事業（府単独事業）

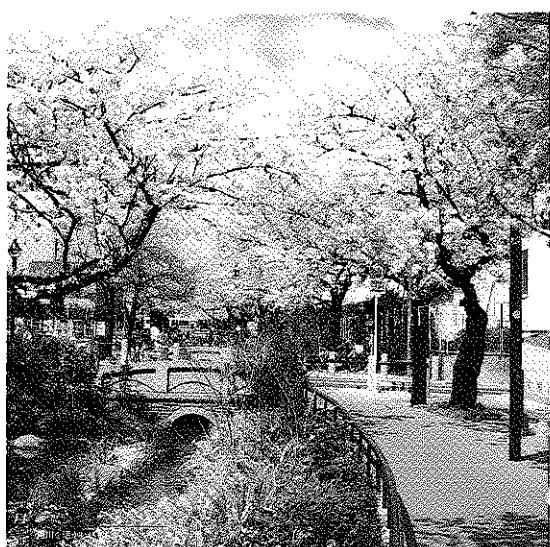


写真-7 北沢川緑道

Photo 7 Kitazawagawa River Green Belt



写真-8 大阪アメニティパーク

Photo 8 Osaka Amenity Park

(2) 概要

- ・河川沿いの工場跡地の有効利用を図るため、土地利用の転換と良好な市街地形成を目的とする再開発地区計画を定め、都市計画決定を行った。
- ・河川管理者は、背後地の再開発地区整備計画及び毛馬桜之宮公園（大阪市）との一体的整備を図るため、堤防形状を緩傾斜化し法面を植栽するなど水辺に親しめる河川整備を行っている。
- ・O A P の敷地と河川空間の整備がオープンスペースとして一体化されている。
- ・以前は水上バスが敷地前まで運行していたが、船着き場がなかったため折り返していた。「ふれあいの岸辺整備事業」により船着き場が整備され、現在は水上バスが停留する。

(3) 河川とまちづくりの一体化の特徴

- 1) 都市計画法の規制・誘導を活用したまちづくり
- 2) 河川空間をオープンスペースとして活用
- 3) 船着き場の整備による新たな動線の確保

5. まちづくりへの河川の位置づけ方法

河川をまちづくりの中に積極的にとりいれ、まちづくりと一体的に整備を進めていくためには、都市内の河川を都市の重要な構成要素としてとらえ、地方公共団体の策定する様々なまちづくりの構想や「整備・開発・保全の方針」、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」等にきちんと位置づける必要がある。

また、まちづくりの主体である市町村では、「地域防災計画」や「緑の基本計画」等が作成されている。河川がもつ防災機能、環境機能をまちづくりと整合をとりつつ最大限に活かすためには、これらの計画に河川を位置づけることも重要である。このことにより、河川が有する機能、役割を幅広く周知させることもできる。

特に、河川を都市計画決定することは、今後の都市内河川の整備を進めるうえで重要である。

6. 河川の都市計画決定について

6-1 河川の都市計画決定の現状

河川の都市計画上の取扱については、「河川を都市施設として積極的に都市計画決定すること」（昭和45年1月8日付、都市局長河川局長通達）とされているが、東京都以外ではほとんど決定がなされていないのが現状である。

6-2 河川を都市計画決定する意義

「都市計画」は都市計画法に基づき定められるものであり、まちづくりを具体的に実施していく上での基本となる計画である。都市計画の特徴としては、その決定過程において公聴会説明会の開催など住民の意見が十分に反映されること、及び都市計画決定された内容に従って開発などが規制されること、などが上げられる。

河川を都市計画決定することは、河川の計画・整備さらには河川空間がまちづくりの中で住民の合意形成のもと、しっかりと公共的に担保されたことを意味する。

6-3 河川の都市計画決定に向けて

例えば河川の都市計画決定を行うと、区域内において建築制限がなされ、河川改修事業の実施時の障害を抑制することができるメリットがある。一方、開発等を抑制することになるため、市民へのアカウンタビリティーが重要となる。

このことは、河川管理者としての責務が今まで以上に生じることとなる。今後は河川管理者である国や地方自治体とまちづくりの主体である市町村の都市関係部局とで相互間の情報発信や技術的な支援などを行っていくことが必要である。

7. おわりに

中間報告（河川審議会都市内河川小委員会、平成10年9月）では、河川をまちづくりの中に積極的に活かし、まちづくりと一体となった整備を進めるため

- (1) しっかりと公共空間の確保
- (2) 河川空間の特性を活かした河川の整備を都市内河川整備の基本方針としている。

これらを進めるためには、河川の都市計画決定とともに「河畔まちづくり計画（仮称）」の策定が重要である。「河畔まちづくり計画（仮称）」は、「河川整備計画」と調整を図りながら、まちづくりの主体である市町村が策定する河川がもつ防災・環境といった特性を活かしたまちづくりの計画であり、今後、その具体的な内容や調整方法などについて検討を行うこととしている。

また、河川と沿川地域が一体となったまちづくりを進めるためには、市町村、地域住民、民間事業者及び河川管理者が適切な費用負担を行い、それぞれの役割を果たすことが必要である。

建設省では、河川局と都市局、住宅局とで今後のまちづくりへの河川空間の有効な活用方策について、検討が始まられている。具体的な方策が導き出され、よりよい河川空間の創出と沿川のまちづくりが進むことを期待するものである。

最後に本報告をまとめるにあたり、ご指導、ご助言を頂きました建設省河川局の関係各位、及び事例収集にあたりご協力を頂いた関係者の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

＜参考文献＞

- 1) 河川審議会都市内河川小委員会中間報告：「河川を活かした都市の再構築の基本的方向」、平成10年9月
- 2) 建設省河川局：河川審議会都市内河川小委員会第1回委員会 資料－5 都市内における河川の役割・機能、平成9年8月7日
- 3) 神戸市：神戸市復興計画、平成7年6月
- 4) 倉敷市：倉敷川畔伝統的建造物群保全条例、平成2年
- 5) 東京電力資料：箱崎熱供給センター
- 6) 建設省、広島県、広島市：水の都整備構想、平成2年3月
- 7) 広島市資料：古川リバーサイド地区計画
- 8) 北九州市：紫川整備計画、平成元年8月
- 9) 北九州市：パノラマの緑と町の緑がはぐくむ生き生き北九州 北九州市“緑”的ルネッサンス計画、平成4年5月
- 10) 徳島県：徳島市内河川網ふるさとの川整備計画書、平成2年6月
- 11) 東京都世田谷区：水がよみがえる “ふれあいの水辺” 北沢川緑道自然を大切にしよう パンフレット
- 12) 東京都世田谷区：北沢緑道、烏山緑道及び目黒川緑道整備実施計画、平成8年1月
- 13) 東京都世田谷区：ふれあいの水辺浄化施設「北沢川・烏山川・目黒川緑道」
- 14) 三菱地所㈱：大阪アメニティパークに関する提供資料
- 15) 都市計画法令要覧 平成9年度版、ぎょうせい